

1. 会合名	引受けに関するワーキング・グループ（第 57 回）
2. 日 時	平成 25 年 3 月 1 日（金）10:00～10:50
3. 議 案	1. 増資公表前における大幅な株価下落が認められる場合又は情報漏えい若しくはインサイダー取引が判明した場合の具体的な対応について 2. その他
4. 主な内容	1. 増資公表前における大幅な株価下落が認められる場合又は情報漏えい若しくはインサイダー取引が判明した場合の具体的な対応について 「有価証券の引受け等に関する規則」の規則改正案の内容について、第 56 回(平成 25 年 2 月 15 日)以降に当ワーキング・グループ参加者より寄せられた意見を反映した事項を含めて事務局から説明がなされ、規則改正案に異論がある場合は速やかに事務局に連絡することとしたうえで、当該規則改正案を当ワーキング・グループとしての取りまとめとすることにつき了承され、今後は当局と調整が行われた後にエクイティ分科会での審議を経てパブリック・コメントが募集されることとなった。 当該規則改正の施行時期については、各社が社内体制を整備する期間を確保しつつ「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」での検討を受けた対応と合わせていくことが示された。 【主な意見】 ・ 未公開情報に基づいた取引が判明した場合には協議を行うのみではなく、証券会社はゲートキーパーとして発行体に対して一旦はスケジュールの延期を要請すべきではないかという問題提起がなされた。 当該意見に対しては、判明の内容等については様々な場合があり、発行体に延期の要請をすることを規則に明示すると、どのような場合であっても延期をすることが前提になってしまうことが危惧されるため、協議の結果として発行体がスケジュール通りにファイナンスを続行できる判断を下す余地を残すべきではないかといった意見が大勢を占めた。 ・ 売出しの際に協議する名宛人としては、売出しの場合であっても財務局への提出書類及び目論見書を出す責任を負うのは発行体であることから、規則では発行体のみを規定し、必要であれば売出人とも協議すれば足りるのではないかとといった意見が出された。 ・ 規則改正案の第 34 条第 2 項第 2 号では、「株券等の価格」と規定されているが、どのような商品を発行するに際しても、見るべき対象を株価に限定した方が分かりやすいのではないかとといった意見が出された。 2. その他 特になし。 以 上
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-3667-8647）